

## 徳山藩主広豊・就馴の御獵記

清木素

位あつた。

御獵の種類は兔、雉子、雁、ひよ鳥、鳩、たぬき等。

徳山藩五代広豊（但馬守）（宝永六年→安永二年）と七代就馴（大和守）（寛延三年→文政十一年）の御獵記が元庄屋徳山市上村重国勘一氏宅より発見された。  
享保七・十・十九年延享元年（広豊）、明和五・七・九年、安永七年（就馴）の分で約二六〇年から二〇〇年前のものである。

近辺では御獵記は珍らしいという。次に概略について述べてみよう。

一、獵期は十一月頃より三月頃まで。

獵場は上村川曲から長穂、勘地にかけた山。兎御獵山として有名なのは川曲の門の山、飯の山、森実山、下山、馬代山があがつておる。

鉄炮二十丁、犬六匹、あみ使用。

御供として、御居間出頭、御獵都合、御徒行目付、御先かち、御駕奉行、御小姓、獵師御膳立、御使用人等総勢四十人

日程は殿様、御供を隨之城を出発、川曲村に向われ矢櫃奥山にある觀音堂で一休み、その時川曲庄屋河野治左衛門から御酒、焼飯、煮しめ等を差し出していた。

大体定められている御獵山（前述の五山）で獵をすまされ、川曲の河野治左衛門隠居に腰掛けられ休憩されてから帰城されていた。朝八時頃から午後四時頃が普通のようである。  
享保十九年広豊は山口山へ鹿が居るというので、山口山、勘地の方まで出向かれた時等は帰城が午後八時頃になつた時もあった。二五〇年前頃は長穂の方へ鹿がいたとある。

両藩主とも二十代の若年の頃であり、武の道に意を用いられたことも考えられるが、どの記の終りにも、「御機嫌能御帰城遊候事」とあるのを見ると、遊山的氣分も窺われるようである。

又、自ら鉄炮をご使用になり取られたものには、獲物の名まえの前に「御筒」と記されている。鳩一羽、かきじ一羽程度にすぎないけれど自分の手でしとめたという喜びは隠せないものであったのだろう。

資料 德山市上村 重国勘一氏所蔵

毛利但馬守様 御歳 十七才

殿様御猿川曲村へ被遊御越候 右己三月十三日昼川曲村河

野治左衛門 隠居へ被懸御腰難有仕合奉存候

一、御供中へ焼飯、煮しめ相調候而 諸白酒指出之大小御供中四拾人余へ銘々指出し又家来犬引之右之人数へ指出御悦ニ而有之候

一、右十三日昼前二川曲村之觀音堂有之二付被懸御腰觀音堂御持せの御茶杯被召上候 是ハ治左衛門方へ御腰被懸候

前ニ有之候

一、觀音堂ニ而御供中へ河野治左衛門 御酒燒飯煮しめ之類出之

一、兎御猿山一番二門の山二番二飯の山三番二森実山四番二下山五番二馬代竹山以上五ヶ処御加らせ被遊候  
一、兎二三疋小鳥之類四五羽御取らせ被成門が山飯の山森実山御狩被成候得て觀音堂へ被懸御腰候甚後下山馬代山御

狩被成候得て河野治左衛門方隠居へ被懸御腰候 御機嫌能直様徳山へ御扁城被遊候 尤晚之七ツ半過御扁城被遊候

一、御供中又家来之四十余ニ而有之候 御犬六疋

一、鉄炮二拾丁程ニテ候

右御供付 御居間出頭

松野常右衛門

御漁都合

片岡忠右衛門

神本十郎兵衛

梅地藤右衛門

岩崎 意仙

三戸九郎兵衛

御先かち

井上藤右衛門

御先かち

渋谷甚右衛門

小野 貞七

石之外ニ御こやしやう衆猟師御膳夫被召連候

一、右十三日御帰り之節河野治左衛門庄屋源右衛門川曲村之内とやの迄寵出候得バ御暇被遣候

享保七年末之三月朔日

毛利但馬守様

殿様為御猶川曲村へ被遊御出候 前方己之春之通河野治左衛門処へ被懸御腰難有奉存候 前方之通治左衛門処ニテ御弁当被召上候

一、御供中へ己之春之通り焼飯煮しめ御酒指出之

一、御供又家来迄四拾人余 御大六疋一兔二三疋其外鳥四五羽御取らせ被遊候

右之御供付

御居間出頭 御歩行目付

松中藤右衛門 山様平左衛門

片岡忠右衛門 御先歩行

井上乙右衛門 東 善一郎

遠藤 目脚 井上九太夫

享保十六年亥之三月朔日

毛利但馬守様

殿様為御猶川曲村へ右三月朔日御出被遊前之通河野治右衛門隱居へ被懸御腰恩悦至極三奉存候 御機嫌能御帰城ニテ

候

一、御供へ野相ニテ酒右治左衛門源右衛門より出之治左衛門処へ被懸御腰候時分ハ御供中へひやとしと名付煮しめこ

うもの相添出之候又家来迄末々迄出之 御供中まで悦ニ  
テ有之候

一、御猶山ニ森美山ニ楠木ざこ山三ニ門の山西ニ飯の山

五ニ下山六ニ扇子畠山

御猶付

一鳥はと一羽 御筒

一兔一疋

御筒

一兔一疋

三戸外右衛門

一兔一疋

あみ

一たぬき一疋

あみ

一兔一疋

御大尾越組内藤金右衛門

一同一疋

同 組佐田吉右衛門

一同一疋

河合 組椎木郡左衛門

一きじ一羽

原田幾右衛門

ひよ鳥一羽

猪師 金十郎

以上十

御犬六疋

右御供付

御用人

熊谷勘右衛門

御猶都合

片岡忠右衛門

御大預り

勘六

同支配

御足輕組

三戸外右衛門

内藤金右衛門

原田儀右衛門

佐田吉右衛門

小貫久兵衛

椎木郡左衛門

生駒新助

山田龍左衛門

御歩行目付

村色林左衛門

井上九大夫

佐野左衛門

御先歩行

渡部弥左衛門

御膳立

梅地藤右衛門

御供付

片岡忠右衛門

享保十九年寅之十一月十五日

毛利但馬守様

殿様為御狩川曲村へ御越被遊候 前方之通河野治左衛門隠

居へ御腰ヲ被懸 愚悦至極ニ奉存候 右寅之十一月十五日朝

五ツ時川曲村へ被遊御越長尾之内山口山ニ鹿居申由御聞届

ニテ前日獵師勘六へ見合被仰付右山口藤右衛門と申百姓へ

御聞合被成弥居申由右藤右衛門申直様長尾山口山へ御越被

遊鹿狩被仰付候へ共鹿一疋も出不申九ツ半時川曲村へ御下

り被遊直様黒岩西平より吉が迫きじ山夫より森実門の山まで御狩被遊晚之六ツ時山ニ御出被遊六ツ時分右河野左衛門

隠居へ御下り被遊御弁当被召上御供中へ酒煮しめ相添食出之候晚ニ相成候故故食酒殊外入申候夜五ツ前ニ御立被遊御機嫌能御帰城被遊候事

一雉子一羽但シ中山ニテ御出掛り獵師井上左七取之

一雁一羽

右此外鳩二三羽とれ申候

右殿様御筒

御供付御居間付衆中計

片岡忠右衛門 河田武平治此外御居間付不残都合御供又家

来まで八拾六人

延享元年子之十二月十三日

殿様為御狩川曲村へ御越被遊前方之例も有之當朝先達而

御心合申上河野源右衛門宅ニテ御弁当被召上愚悦至極ニ奉

存候 御機嫌能御帰城夜中ニ相成申候

御供中へ御馳走之儀一切停止被仰付併茶となぞらへ御供之

内端々へハ酒少宛出シ申候上分之衆中様へハ酒出不申候

遊鹿狩被仰付候へ共鹿一疋も出不申九ツ半時川曲村へ御下

り被遊直様黒岩西平より吉が迫きじ山夫より森実門の山まで御狩被遊晚之六ツ時山ニ御出被遊六ツ時分右河野左衛門

一拍う二羽

右御供中獵師取申候

御居間御用人都合

福間彦大夫

御用人 富山

井上音右衛門

御獵都合

宍戸彦左衛門

御用人

兪玉孫左衛門

御獵師

片岡忠右衛門

明和七年寅ノ十二月十五日

同

兪玉孫左衛門

毛利大和守様

右助地村御猪狩寅ノ三月十五日御出へ為遊直様川曲村へ御

下り被遊候而河野治左衛門宅へ同日晚之七ツ時少々雨天御

立宿被為遊御機嫌能御帰城被遊候事

御駕奉行

御獵都合

岡部權右衛門

井上音右衛門

井上音右衛門

毛利大和守様

明和九年辰之十一月五日川曲村へ殿様為御狩被為遊御出前

之通り河野治左衛門処へ御立宿被遊候事

熊五郎様

右若殿様御同道御越被為遊候事

御用人 御供中 御獵都合

富山

岡部權右衛門  
井上音右衛門

御供中都合四拾人計

毛利大和守様

御供中都合四拾人計

殿様為御猪狩川曲村へ右十二月十五日御出被遊前々通河野治

左衛門宅へ御立宿被遊御機嫌能御帰城被遊候事

熊五郎様 御歳 十五才

右若殿様御同道二テ御出被遊候事

並御家來御獵頭

岡部權右衛門

安永七年戌之十二月十日川曲村へ被為遊御越河野治左衛門  
処へ御立宿被為遊候御供中積り不仕候事